

第3期東郷町子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表

変更後							変更前						
P. 105							P. 105						
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容							3 教育・保育の量の見込みと確保の内容						
(1) 教育事業【1号認定・2号認定(教育)】							(1) 教育事業【1号認定・2号認定(教育)】						
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)		507	497	459	441	449	A 量の見込み(人)		507	497	459	441	449
1号認定		431	422	390	375	382	1号認定		431	422	390	375	382
2号認定		76	75	69	66	67	2号認定		76	75	69	66	67
B 他市町村の子ども(人)		10	10	10	10	10	B 他市町村の子ども(人)		10	10	10	10	10
C 確保の内容(人)		522	522	537	537	537	C 確保の内容(人)		522	522	522	522	522
町内	特定教育・保育施設	本町 182 他市 10	本町 182 他市 10	本町 197 他市 10	本町 197 他市 10	本町 197 他市 10	町内	特定教育・保育施設	本町 182 他市 10	本町 182 他市 10	本町 182 他市 10	本町 182 他市 10	本町 182 他市 10
	確認を受けない幼稚園	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0		町内	確認を受けない幼稚園	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0	本町 0 他市 0
町外	特定教育・保育施設	100	100	100	100	100	町外	特定教育・保育施設	100	100	100	100	100
	確認を受けない幼稚園	230	230	230	230	230		町外	確認を受けない幼稚園	230	230	230	230
C-(A+B)(人)		5	15	68	86	78	C-(A+B)(人)		5	15	53	71	63
※各年の入園に係る人数							※各年の入園に係る人数						
※近隣市との広域調整							※近隣市との広域調整						
町内利用(日進市(10))、町外利用(日進市(50)、豊明市(100)みよし市(180))							町内利用(日進市(10))、町外利用(日進市(50)、豊明市(100)みよし市(180))						
【確保の内容】							【確保の内容】						
町内に幼稚園は1園、認定こども園※は3園あります(令和9年度に1園増えて4園になります)。町内の施設のみでは提供体制が確保されない状況にあり、近隣市との広域調整によって確保します。							町内に幼稚園は1園、認定こども園※は3園あります。町内の施設のみでは提供体制が確保されない状況にあり、近隣市との広域調整によって確保します。						

変更後						変更前					
P. 106						P. 106					
(2) 保育事業【2号認定(3～5歳児)】						(2) 保育事業【2号認定(3～5歳児)】					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	638	625	577	556	565	A 量の見込み(人)	638	625	577	556	565
B 確保の内容(人) (保育園)	842	842	845	845	845	B 確保の内容(人) (保育園)	842	842	842	842	842
B-A(人)	204	217	268	289	280	B-A(人)	204	217	265	286	277
※各年の入園に係る人数						※各年の入園に係る人数					
【確保の内容】						【確保の内容】					
保育園は町内に13施設あり、3～5歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについてもほぼ横ばいで推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されます。						保育園は町内に13施設あり、3～5歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについてもほぼ横ばいで推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されます。					
なお、令和8年度から創設される満3歳以上限定小規模保育については、計画期間中の利用ニーズが見込まれないため、量の見込み及び確保の内容はありません。											
(3) 保育事業【3号認定(0～2歳児)】						(3) 保育事業【3号認定(0～2歳児)】					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	385	399	428	443	456	A 量の見込み(人)	385	399	428	443	456
B 確保の内容(人)	463	463	491	491	491	B 確保の内容(人)	463	463	463	463	463
保育園	401	401	429	429	429	保育園	401	401	401	401	401
地域型保育事業※	62	62	62	62	62	地域型保育事業※	62	62	62	62	62
認可外保育施設	0	0	0	0	0	認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	78	64	63	48	35	B-A(人)	78	64	35	20	7
※各年の入園に係る人数						※各年の入園に係る人数					
【確保の内容】						【確保の内容】					
保育園は町内に13施設あり、0～2歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについては増加傾向で推移するものの、現在の施設において必要な事業量は確保されます。						保育園は町内に13施設あり、0～2歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについては増加傾向で推移するものの、現在の施設において必要な事業量は確保されます。					
過去の3歳未満のこどもの数全体に対する保育の利用率から計画期間内の目標値について次のように設定し、確保の内容を定めています。						過去の3歳未満のこどもの数全体に対する保育の利用率から計画期間内の目標値について次のように設定し、確保の内容を定めています。					

変更後						変更前					
P. 107						P. 107					
◆ 3歳未満の子どもの保育の利用率の目標値						◆ 3歳未満の子どもの保育の利用率の目標値					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 3歳未満のこどものうち保育を利用するこどもの数(人)	385	399	428	443	456	A 3歳未満のこどものうち保育を利用するこどもの数(人)	385	399	428	443	456
B 3歳未満のこどもの数全体(人)	874	900	958	991	1,024	B 3歳未満のこどもの数全体(人)	874	900	958	991	1,024
A/B(%)	44.1	44.3	44.7	44.7	44.5	A/B(%)	44.1	44.3	44.7	44.7	44.5
◆年齢区分別の内訳						◆年齢区分別の内訳					
①保育事業【3号認定(0歳児)】						①保育事業【3号認定(0歳児)】					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	29	29	30	32	33	A 量の見込み(人)	29	29	30	32	33
B 確保の内容(人)	90	90	93	93	93	B 確保の内容(人)	90	90	90	90	90
保育園	69	69	72	72	72	保育園	69	69	69	69	69
地域型保育事業	21	21	21	21	21	地域型保育事業	21	21	21	21	21
認可外保育施設	0	0	0	0	0	認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	61	61	63	61	60	B-A(人)	61	61	60	58	57
※各年の入園に係る人数						※各年の入園に係る人数					

変更後						変更前					
P. 107						P. 107					
②保育事業【3号認定（1歳児）】						②保育事業【3号認定（1歳児）】					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	178	206	210	218	225	A 量の見込み(人)	178	206	210	218	225
B 確保の内容(人)	172	172	186	186	186	B 確保の内容(人)	172	172	172	172	172
保育園	147	147	161	161	161	保育園	147	147	147	147	147
地域型保育事業	25	25	25	25	25	地域型保育事業	25	25	25	25	25
認可外保育施設	0	0	0	0	0	認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	▲6	▲34	▲24	▲32	▲39	B-A(人)	▲6	▲34	▲38	▲46	▲53
※各年の入園に係る人数						※各年の入園に係る人数					
【確保の内容】						【確保の内容】					
1歳児について、量の見込みに対して、確保の内容が不足していますが、0歳児及び2歳児において、確保の内容が量の見込みを上回っているため、各年における保育園の状況に応じて、その部分を活用し確保していきます。						1歳児について、量の見込みに対して、確保の内容が不足していますが、0歳児及び2歳児において、確保の内容が量の見込みを上回っているため、各年における保育園の状況に応じて、その部分を活用し確保していきます。					
P. 108						P. 108					
③保育事業【3号認定（2歳児）】						③保育事業【3号認定（2歳児）】					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	178	164	188	193	198	A 量の見込み(人)	178	164	188	193	198
B 確保の内容(人)	201	201	212	212	212	B 確保の内容(人)	201	201	201	201	201
保育園	185	185	196	196	196	保育園	185	185	185	185	185
地域型保育事業	16	16	16	16	16	地域型保育事業	16	16	16	16	16
認可外保育施設	0	0	0	0	0	認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	23	37	24	19	14	B-A(人)	23	37	13	8	3
※各年の入園に係る人数						※各年の入園に係る人数					

変更後						変更前					
4 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容						4 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容					
P. 113						P. 113					
(4) 地域子育て支援拠点事業						(4) 地域子育て支援拠点事業					
乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業						乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	365	366	387	397	407	A 量の見込み(人)	365	366	362	397	407
B 確保の内容(施設の箇所数)	3	3	4	4	4	B 確保の内容(施設の箇所数)	3	3	3	4	4
※月平均利用人数						※月平均利用人数					
【確保の内容】						【確保の内容】					
現在、町内3か所の子育て支援センター※で実施しています。乳幼児とその保護者にとって身近な場所での交流、相談等を促すため、増設を予定しています。						現在、町内3か所の子育て支援センター※で実施しています。乳幼児とその保護者にとって身近な場所での交流、相談等を促すため、増設を予定しています。					
また、今後、地域子育て相談機関としてさらなる活用を予定しています。						また、今後、地域子育て相談機関としてさらなる活用を予定しています。					
P. 116						P. 116					
(9) 地域子育て相談機関 (利用者支援事業基本Ⅲ型)						(9) 地域子育て相談機関					
こども又はその保護者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にある場所で、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。子育て家庭との接点を増やすことにより、子育て家庭の不安を解消する事業						こども又はその保護者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にある場所で、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。子育て家庭との接点を増やすことにより、子育て家庭の不安を解消する事業					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(か所)	-	3	10	10	10	A 量の見込み(か所)	-	3	9	10	10
B 確保の内容(か所)	-	3	10	10	10	B 確保の内容(か所)	-	3	9	10	10
【確保の内容】						【確保の内容】					
地域子育て相談機関は、原則、中学校区に1か所を目安に設定することが望ましいとされています。既存の子育て支援センター及び児童館を段階的に活用します。						地域子育て相談機関は、原則、中学校区に1か所を目安に設定することが望ましいとされています。既存の子育て支援センター及び児童館を段階的に活用します。					
						※利用者支援事業の財政支援は受けていません。					

変更後	変更前																																																
<p>P.122</p> <p>(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>保育園その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満のこども（保育園に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業</p> <p style="color: red;">なお、令和8年度以後は乳児等のための支援給付に位置づけられます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #90EE90;"> <th></th> <th>令和7年</th> <th>令和8年</th> <th>令和9年</th> <th>令和10年</th> <th>令和11年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A 量の見込み(人)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center; color: red;">26</td> <td style="text-align: center; color: red;">23</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 確保の内容(人)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center; color: red;">26</td> <td style="text-align: center; color: red;">23</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B-A(人)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要定員数</p> <p>【確保の内容】</p> <p style="color: red;">利用者1人当たりの受入時間について、月10時間として、既存の教育保育施設等を活用します。また、民間事業者と連携し、事業を実施します。</p> <p>【教育・保育等を一体的に提供する体制】</p> <p style="color: red;">乳児等通園支援事業者と教育・保育施設と連携し、両者との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。</p>		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	A 量の見込み(人)	-	26	23	21	18	B 確保の内容(人)	-	26	23	21	18	B-A(人)	-	0	0	0	0	<p>P.122</p> <p>(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>保育園その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満のこども（保育園に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #90EE90;"> <th></th> <th>令和7年</th> <th>令和8年</th> <th>令和9年</th> <th>令和10年</th> <th>令和11年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A 量の見込み(人)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 確保の内容(人)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B-A(人)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要定員数</p> <p>【確保の内容】</p> <p>利用者1人当たりの受入時間について、制度経過措置期間である令和8年度と令和9年度は月3時間とし、令和10年度以降は月10時間として、全ての対象者に事業を実施します。</p>		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	A 量の見込み(人)	-	9	8	21	18	B 確保の内容(人)	-	9	8	21	18	B-A(人)	-	0	0	0	0
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年																																												
A 量の見込み(人)	-	26	23	21	18																																												
B 確保の内容(人)	-	26	23	21	18																																												
B-A(人)	-	0	0	0	0																																												
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年																																												
A 量の見込み(人)	-	9	8	21	18																																												
B 確保の内容(人)	-	9	8	21	18																																												
B-A(人)	-	0	0	0	0																																												